

# ちょっとまって！ その契約書サインする前に



こんなときは要注意！すぐにご相談を

- 雇用通算期間 5 年未満で雇止め
- 契約書に更新回数、契約期間の上限がある
- 契約書に「次回の更新を行わない」と記載がある
- 契約更新の条件として「無期の申し込みをしないで」と言われた
- 成績優秀者だけしか無期雇用になれない
- 一定期間休んでくれたら、また雇ってあげると言われた
- 無期雇用になる時、労働条件が悪くなる

## 「無期雇用転換5年ルール」はじまる

労働契約法の改正により、パート、アルバイト、契約社員、派遣など有期労働契約が通算で 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」がはじまりました。労働者の雇用の安定を図ることを目的としていますが、無期転換権の発生が本格化する 2018 年 4 月を前に、無期転換ルールを口実にした雇止めなど違法・脱法行為が起きています。

〈労働相談ホットライン〉  
雇止め、雇用の不安、無期雇用転換の相談は  
**0120-378-060**

雇い止めのない安心できる生活を続けるために

労働組合に入って安定した雇用を

### 「無期雇用」転換前の雇止めをストップ

「勤続 5 年を超えるパート職員は、法律が変わったので来年度以降の契約更新はできない。6 カ月休んでくれたらまた採用できる」と言われたと、北海道 A 市児童館に勤めるパート指導員から相談が寄せられました。

労働組合に入り団体交渉に臨み、同僚 140 人を超えるパート指導員などの雇止めをやめさせ、継続雇用を約束させました。

### 無期雇用で安心して働くように

生協（コープ）ではパート、アルバイトなど多くの方が有期雇用契約で働いています。労働組合が労働条件改善、無期雇用・正社員化を繰り返し経営者に申し入れ、これまでに希望する **3 万 5 千人の無期雇用転換を実現**しています。「雇止めの不安がなくなり、ローンも組めるようになった」と喜びの声が寄せられています。

### 派遣から直接雇用に！ 次は正社員へ

リーマンショックによる退職から派遣となり、製造・販売メーカーで働きはじめました。3 年間の契約満了が迫り将来不安が募る中、先輩から「正社員をめざしたらどうか」と言われ労働組合に入りました。労働組合が派遣元に正社員になるための協力を要請する、私の正社員化を求めてストライキを行うなど支援してくれました。その結果、今では契約社員として働いています。次は正社員をめざしています。



**全労連**  
ZENROREN

全国労働組合総連合 〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F  
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620

全労連



[www.zenroren.gr.jp](http://www.zenroren.gr.jp)